「裁判員制度の円滑な実施のための行動計画」の概要

行動計画の趣旨

裁判員制度についての国民の理解と関心を深め、自覚に基づく主体的な刑事裁判への参加が行われるよう、広報啓発活動の推進、国民の参加を容易にする環境の整備、法教育の充実など、関係省庁等が重点的に取り組むべき施策を取りまとめたもの。

1 広報啓発活動の推進

- ・ 法曹三者が計画を策定し、関係省庁等の積極的協力の下で実施
- ・ リーフレット・ポスターを全国的に配布・掲示
- ・ 広報用ビデオの作成・全国で上映
- インターネットを活用した広報
- ・ 充実した政府広報の適時適切な実施
- ・ タウンミーティングの適時開催, 国民対話型シンポジウムの全国的開催
- 広報用模擬裁判を全国で開催
- 意識調査の適宜実施

3 法教育の充実

- 裁判員制度を題材とした教材・資料の作成
- 有用な教材・資料等の学校側への提供
- ・ 学校側の要望に応じて法律家が授業の企画・実施 等に協力
- ・ 資料提供・講師派遣など生涯学習・社会教育への 協力
- ・ 教育者に対する法教育の研修等への協力
- ・ 法廷傍聴等の機会を積極的に設ける



裁判員制度

2 国民の参加を容易にする環境の整備

- 各種団体・企業等に対する説明・協力依頼
- ・ 労働者が裁判員となる場合の使用者の義務等の周知 徹底
- 労使の自主的な取組の促進
- 一時保育・特定保育等の周知・活用促進のための協力体制構築
- ・ 通所介護・ショートステイ等の周知・利用促進のための 協力体制構築

4 人的・物的基盤の整備

- ・ 裁判所・検察庁における必要な人員確保等
- 弁護人側の対応体制の整備
- 法廷の改修など、物的基盤の整備
- ・ 候補者名簿調製作業や裁判員選定事務について, 国 民の負担軽減の観点に留意